

# 消費生活センターだより 暮らしのスクラム



## サブスクリプションのトラブルに ご注意ください！



### 事例1

専門家の質問サイトに問い合わせをし、初回代金200円をカード決済した。一度きりのつもりだったのに、その後5000円の引き落としが続く。サブスクリプションだったと気が付いた。解約したいが、どうしたらよいか。

### 事例2

昨年9月から身に覚えのないカードの引き落としが続く。カード会社に問い合わせると、「海外のダイエットアプリからの引き落としだ」という。そういえば、以前ダイエットアプリの無料登録をした覚えがある。

## アドバイス

サブスクリプションとは、定額の料金（週額、月額、年額など）を支払い、契約期間中、商品やサービスを利用する権利を購入する事をいいます。動画配信や、音楽配信などのデジタルコンテンツの他、洋服やアクセサリーなどの商品でも利用が広がっています。

- サブスクリプションは、利用者が解約の申し出をしない限り、継続されるサービスです。解約をうっかり忘れていると、課金され続けてしまいます。カードの利用明細をこまめに確認し、不必要なサブスクリプションは解約手続きをしましょう。
- 初回が「無料」や「〇百円」とあると、安さに気を取られてサブスクリプションと気が付かなかったり、気が付いても契約期間などの条件を見落としがちです。契約する際は諸条件をよく確認しましょう。
- アプリ上でサブスクリプション契約をし、解約方法が分からないといったご相談が多くみられます。解約が簡単にできるのかを確認したうえで契約しましょう。

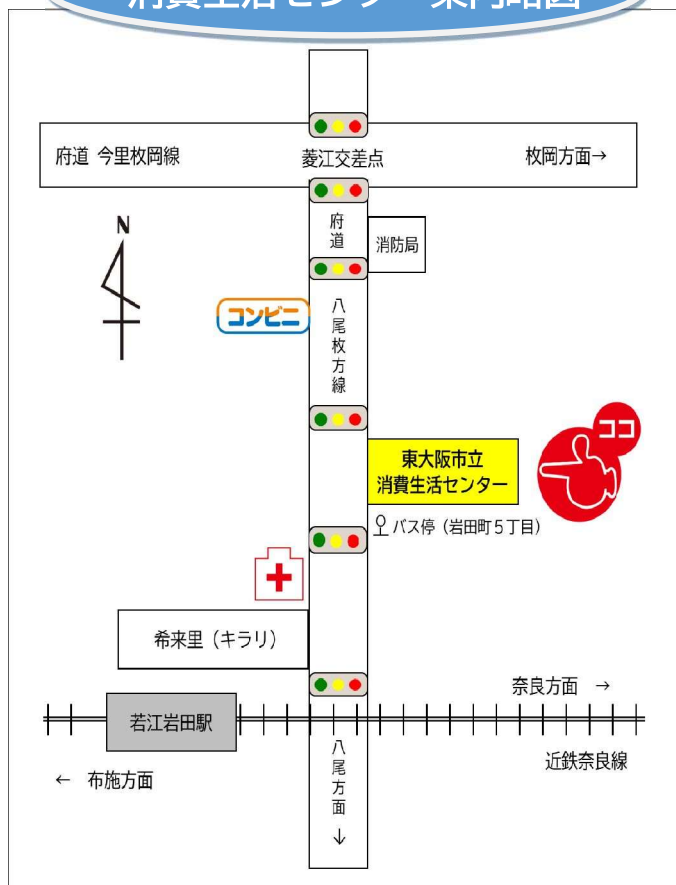


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

●電話  
**072-965-0102**

## ●受付時間

午前9時30分～午後4時まで  
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、  
事前に電話予約してください。

## ●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車  
北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

## ★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで